－今号の目次－

* 「虐待・権利侵害の根絶に向けた行動宣言～さらなる人権尊重・尊厳保持の実現に向けて～」（全社協・社会福祉施設協議会連絡会）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
* 事務連絡「保育所等における虐待等の不適切な保育への対応等に関する実態調査について」発出（厚生労働省、内閣府、文部科学省）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

* **「虐待・権利侵害の根絶に向けた行動宣言～さらなる人権尊重・尊厳保持の実現に向けて～」（全社協・社会福祉施設協議会連絡会）**

全国保育協議会、全国保育士会をはじめ、社会福祉施設協議会により構成される全社協・社会福祉施設協議会連絡会は、12月20日、「虐待・権利侵害の根絶に向けた行動宣言～さらなる人権尊重・尊厳保持の実現に向けて～」を公表しました。

本行動宣言は、社会福祉施設における虐待・権利侵害が相次いでいる状況を受け、他人事ではなく自施設でも起こり得ると捉え、自ら具体的に行動していく必要性を発信するとともに、虐待・権利侵害の根絶をともにめざす、多くの経営者・従事者にも前向きに受け止めていただけるようにとの思いを込めたものです。

虐待・権利侵害の根絶に向けて、各施設での取組を再度ご確認ください。

|  |  |
| --- | --- |
| **虐待・権利侵害の根絶に向けた行動宣言** **～さらなる人権尊重・尊厳保持の実現に向けて～**社会福祉法人 全国社会福祉協議会 社会福祉施設協議会連絡会 委員長 磯 彰 格 常に人権を尊重し、利用者の命と生活を守り抜くことを使命とする私たち社会福祉法人、社会福祉施設・事業所は、今般の福祉従事者による虐待・権利侵害を大変厳しく受け止めております。福祉従事者による虐待・権利侵害が、福祉サービスを利用するすべての利用者・家族に不信と不安を与えていることを真摯に受け止め、あらためて援助を必要とする方々の人権を尊重し、適切な福祉サービスを提供するため、その根絶に全力で取り組まなければ、私たち社会福祉関係者に対する社会的な信頼を取り戻すことはできません。本連絡会構成組織の会員施設・事業所が一丸となって、人権尊重・尊厳 保持の徹底とともに、利用者主体のさらなる福祉の増進に向けて、以下の対応を図るよう、今こそ、全力で取り組まなければなりません。 一、役員・管理者は、虐待・権利侵害の根絶に率先して取り組み、その姿勢を職員に示す 一、役職員は、互いに不適切なサービスが起こらないように確認しあい、より質の高い福祉サービスを提供する職場風土を築く 一、福祉従事者の倫理観・専門性のさらなる向上に取り組むとともに、役職員が責任と誇りをもって働くことができる職場づくりを進める 一、第三者評価の受審や苦情解決・第三者委員の設置など外部の人々が介入する仕組みを積極的に導入するとともに、ボランティアの参画など地域に開かれた施設・事業所運営を推進する 一、不適切なサービス等が発生した際に、迅速な行政への報告や利用者・家族への対応、改善・是正に向けた取り組みなど、迅速かつ適切に対応するための体制を構築する私たちは、各会員施設・事業所とともに、地域の社会福祉関係者との連携のもと、今般の事案を自らの事案として、福祉サービスの本質を追求し、全役職員と共有し、虐待・権利侵害の根絶と利用者主体のさらなる福祉の増進に向けた取り組みを早急に進めてまいります。

|  |
| --- |
| 社会福祉法人 全国社会福祉協議会　社会福祉施設協議会連絡会構成団体全国社会福祉法人経営者協議会　会　長　　磯　　彰格全国社会就労センター協議会　　会　長　　阿由葉　寛全国身体障害者施設協議会　　　会　長　　日野　博愛全国保育協議会　　　　　　　　会　長　　奥村　尚三全国保育士会　　　　　　　　　会　長　　村松　幹子全国児童養護施設協議会　　　　会　長　　桑原　教修全国乳児福祉協議会　　　　　　会　長　　平田ルリ子全国母子生活支援施設協議会　　会　長　　菅田　賢治全国福祉医療施設協議会　　　　会　長　　松川　直道全国救護施設協議会　　　　　　会　長　　大西　豊美障害関係団体連絡協議会　　　　会　長　　阿部　一彦全国厚生事業団体連絡協議会　　会　長　　大西　豊美高齢者保健福祉団体連絡協議会　会　長　　青木　佳之 |

 |

* **事務連絡「保育所等における虐待等の不適切な保育への対応等に関する実態調査について」発出（厚生労働省、内閣府、文部科学省）**

令和4年12月7日（水）に発出された事務連絡「保育所等における虐待等に関する対応について」で示された、保育所、認定こども園等並びに各自治体における不適切な保育への対応等の実態を把握するための調査の詳細が標題事務連絡（令和4年12月27日付）で示されました。

本調査は、保育施設における虐待等の不適切な保育の通報等があった場合の市町村等における対応・体制や、現場の実態についての把握を目的として実施されます。ただし本調査は、個別事案を把握して、行政指導等につなげることに主眼を置くものではなく、調査結果を踏まえ、不適切な保育が施設内外への相談等を通じて早い段階で改善が促され、虐待を未然に防止できるような環境・体制づくりにつなげていくためのものとされています。そのうえで、保育現場において安心して保育に臨むことができるよう、日々の保育実践における不安等にも寄り添えるような支援に国として取り組んでいくとされています。

|  |
| --- |
| 【各施設に対する調査の概要】* 個別事案の把握（件数や対応状況等）
* 「不適切な保育の未然防止及び発生時の対応についての手引き（令和２年度子ども・子育て支援推進調査研究事業）」で示す「不適切な保育」の行為類型別件数
1. 子ども一人一人の人格を尊重しない関わり
2. 物事を強要するような関わり・脅迫的な言葉がけ
3. 罰を与える・乱暴な関わり
4. 子ども一人一人の育ちや家庭環境への配慮に欠ける関わり
5. 差別的な関わり
* 当該事案を把握した後の園としての対応（園内での再発防止策の検討や自治体へ相談等を行った件数
* 園の体制等
* 自治体への情報提供等に係る方針、施設内で事案を共有する機会の有無
* 手引きやセルフチェックリスト等の周知状況
* 虐待等の不適切な保育の未然防止に向けて自治体に求めるサポート
 |

本調査は、認可保育所については各市町村保育主管課から、認定こども園については各市町村認定こども園主管課から、別途調査依頼があります。詳細は別添資料1、2をご確認ください。